

中野区 別表 2-3 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用又は委託しているものに限る。）の評価基準

指導 基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判 定	
				B	C
1 保 育 に 従 事 す る 者 の 数 及 び 資 格	(1) 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹ともに利用しているなどの場合であつて、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・ 乳幼児数が1人を超えている。		○
	(2) 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 有資格者は、保育士又は看護師の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める区市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・ 有資格又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。 ※ 採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定としていること。		○
	(3) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・ 左記の事項につき、違反がある。		○
2 保 育 室 等 の 構 造 設 備 及 び 面 積	(1) 事業の運営を行う事業者の専用区画及び備品等についての協力依頼 (考え方) 事業の運営を行う事業者とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	—	—
		b 保育の実施に必要な備品を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・ 玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど、保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めているか。	—	—

指導 基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判 定	
				B	C
3 4 非保 常育 災室 害を に2 対階 す以 る上 措に 置設 け る 場 合 の 条 件	(1) 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。）が不十分		○
5 保 育 内 容	(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に、適切な保育が行われている。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漠然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項。 (2) 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項		○
	(2) 保育に従事する者の保育姿勢等 a 保育に従事するものの人間性を専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 (b) 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	- 保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 - 研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。 研修については、保育に従事する前（採用時）に実施することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。	○	○

指導 基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判 定	
				B	C
5 保 育 内 容	b 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に <u>心理的、身体的苦痛</u> を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・ 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず、乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等		○
	c 児童相談所等の専門的機関との連携	乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、中野区や児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・ 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。 ・ 対応が不十分	○	○
	(3) 保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡帳またはこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・ 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	○	
	b 保護者との緊急時の連絡体制	(a) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡左記を把握しているか。 ※ かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	・ 保護者の連絡先を把握していない。		○
6 給 食	[考え方] 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。 (1) 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳びん等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・ 衛生面等必要な注意が払われていない。	適用する場合はC判定	—

指導 基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判 定	
				B	C
6 給 食	(2) 食事内容の状況	a 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせることや、離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。	・ 乳児に対する配慮が適切に行われていない。	—	—
		b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・ アレルギー疾患等を有する子どもに対して、適切な対応が行われていない。	—	—
7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保	(1) 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引き渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者から乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 保護者からの報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けていない。	○	○
		b 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・ 十分な観察が行われていない ・ 注意が必要である場合において、保護者にその旨を報告していない。		○ ○
	(2) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	・ 実施されていない。 ・ 実施されているが未実施者がいる。	○	○
		b 食事の提供を行う場合には、その頻度等の実情に応じ、検便を実施すること。	・ 実施されていない。	—	—
	(3) 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。	・ 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。		○

指導 基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判 定	
				B	C
7 健康 管理 ・ 安全 確保	(4) 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をさめ細かく観察しているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 c 保育中の禁煙を厳守しているか。	左記の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。		○
	(5) 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。 b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。 c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 d 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。 e 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。 f 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。	- 安全計画が策定されていない。 - 職員に対し、安全計画について周知されていない。 - 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。 - 保護者に対し、安全計画について周知されていない。 - 以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全優先等シッターとしての心構えに関する事項 (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項 (3) 室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト） (4) ケガや急病当における応急手当の方法（実践）に関する事項 (5) 「ヒヤリ、ハット」児の事故死意識の再確認等に関する事項 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法に関する事項 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項 (8) 事故発生時における小サイン内容等の報告に関する事項		○ ○ ○ ○ ○

指導 基準	調 査 事 項	内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判定	
				B	C
7 健康 管理・安全 確保		g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させているか。	・職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていない。		○
		h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか	・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。		○
		i 事故発生時には速やかに当該事実を中野区に報告しているか。 ※ 死亡事故、重傷事故事案、食中毒等、重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付57福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。	報告が行われていない。		○
		j 事故の状況及び事故に際して、採った処置について記録しているか。	・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。		○
		k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。		○

指導 基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判 定	
				B	C
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	(1) 施設及びサービスに関する 内容の掲示 (	以下の事項について、書面等による提示等がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 b 設置者の名称及び所在地 c 事業を開始した年月日 d 保育提供可能時間 e 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及び理由 f 利用定員 g 保育士その他の職員の配置数又はその予定 h 設置者及び職員に対する研修の受講状況 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j (提携している場合は) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けた否か別(受けたことがある場合にはその命令内容を含む。)	・ 全く掲示等がされていない。 ・ 左記 a ～ n の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分 ・ 「ここ d e サーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・ 「ここ d e サーチ」に左記 a ～ n の事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分	○	○

指導 基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判 定	
				B	C
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	(2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所在地 d 事業所の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	- 書面等により交付されていない。 - 左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分	○	○
	(3) サービス利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	- 適切な説明が行われていない。 - 説明はされているが、内容が不十分。	○	○
9 備 え る 帳 簿	(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された書類があるか。	- 確認できる書類が備えられていない。 - 整備内容が不十分	○	○
		b 労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第 107 条) ・賃金台帳(労働基準法第 108 条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第 109 条)	左記の帳簿の整備状況が不十分。	○	○
	2) 利用乳幼児に関する書類等の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	- 確認できる書類が備えられていない。 - 整備内容が不十分	○	○

指導 基準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準		
			評 価 事 項	判 定	
				B	C
1 0 設 置 者 の 経 営 姿 勢	(1) 保育に対する姿勢 利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。	・ 保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。 ・ 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	・ 保育を行う者として不適切な経営姿勢である。 ・ 保育に対する姿勢が不十分	○	○